

## 第3章 各段階における対策

### 1 未発生期

| 状 態  |
|--|
| ■新型インフルエンザ等が発生していない状態<br>■海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況  |
| 目 的  |
| ■発生に備えて体制の整備を行います。<br>■国、道、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努めます。  |
| 対策の考え方   |
| ■新型インフルエンザ等は、いつ発生するわからないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国や道との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進します。<br>■新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関して市民全体での認識共有を図るため継続的な情報提供を行います。<br>■国、道、国際機関等からの情報収集等を行います。 |

#### (1) 実施体制

##### ① 市行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき政府行動計画及び道行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画、業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していきます。

##### ② 国及び道との連携強化及び体制整備

ア 市は、国、都道府県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

イ 市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、必要な体制、参集基準、連絡手段を整備します。

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### ① 情報収集

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や国内外の新型インフルエンザ等の発生状況等の情報を収集します。

##### ② 通常のサーベイランス

新型インフルエンザ等未発生時には、国や道が実施する季節性インフルエンザにかかるサーベイランス（患者発生動向調査・ウイルス株の性状調査・入院及び死亡者の発生状況・学校等における欠席者の状況等）に適宜協力します。

### (3) 情報提供・共有

#### ① 継続的な情報提供

ア 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、広報・市ホームページ・チラシなど各種広報媒体を活用し、継続的に感染の動向及び感染予防についての情報提供を行います。

#### ② 体制整備等

ア 収集した新型インフルエンザ等に関する情報については、関係部局間で共有が図られるよう発生前から体制を整備するとともに、市民が混乱しないよう必要な情報を的確に提供できる体制を整えます。

イ 発生前から、国、道、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて訓練を実施します。

ウ 新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて相談窓口を市健康推進係に設置する準備を進めます。

### (4) 予防・まん延防止

#### ① 個人における対策の普及

市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。

#### ② 防疫措置・疫学調査等についての連携強化

国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、道やその他関係機関との連携を強化します。

### (5) 予防接種

#### ① 特定接種の準備

ア 国が実施する登録事業者の登録業務に必要な応じて協力します。

イ 特定接種の対象となる市職員をあらかじめ決定するとともに、職員に対する特定接種の接種体制を構築します。

#### ② 住民接種体制の構築

ア 国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく市民へのワクチン接種を速やかに行うための体制の構築を図ります。

イ 国及び道の技術的支援を得ながら、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住地以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。

ウ 国による技術的支援（接種体制の具体的なモデル等）の提示を受け、速やかに接種

することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者の体制や、接種の場所、時期、接種方法、周知方法等具体的な実施方法について準備を進めます。

## (6) 医療

### ① 地域医療体制の整備

医療体制の整備について、道は、二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連絡を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努めることとしていることから、市も適宜道と連携し、道の医療体制の整備に協力します。

## (7) 市民生活・市民経済の安定の確保

### ① 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、施設及び設備の整備に努めます。

### ② 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応などについて、国からの要請に対応し、道と連携して要援護者の把握を行うとともに、その具体的手続きを決めておきます。

### ③ 火葬能力等の把握

道と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等の把握・検討を行うとともに、火葬または埋葬を円滑に行うための体制整備に取り組みます。

## 2 海外発生期

| 状 態  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>■海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li><li>■国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li><li>■海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、さまざまな状況</li></ul>   |
| 目 的  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>■新型インフルエンザ等の国内侵入をできる限り遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努めます。</li><li>■国内発生に備えて体制の整備を行います。</li></ul>  |
| 対策の考え方   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>■新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう国等と連携しながら強力な措置をとります。</li><li>■対策の判断に役立てるため、国及び道との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。</li><li>■国内発生した場合には、早期に発見できるよう国が実施する国内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力します。</li><li>■海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市民・医療機関等に準備を促します。</li><li>■国内発生をできるだけ遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに医療機関への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済安定のための準備を進め、国内発生に備えた体制整備に努めます。</li></ul> |

### (1) 実施体制

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、庁内会議にて対応を協議するなど市対策本部の設置に向けた準備を進めます。

### (2) サーベイランス・情報収集

国や道が行うサーベイランスの実施に協力し、情報を積極的に収集します。

また、保育園や学校、市関連福祉施設等におけるインフルエンザの感染状況を把握し、市内におけるインフルエンザの流行状況の確認に努めます。

### (3) 情報提供・共有

#### ① 相談窓口の設置

国からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を市健康推進係に設置し、国の資料に基づき適切な情報提供を行います。

## ② 情報提供

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び道が発信する情報を入手し、市ホームページ、広報、チラシ等を用いて住民へ地域の感染状況や帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報提供に努めます。

## ③ 情報共有

国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、的確な状況把握を行います。

## (4) 予防・まん延防止

### ① 個人における感染対策の実施

市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

### ② 水際対策への協力

国から感染症危険情報が発出された場合の国や道が行う情報提供・注意喚起や検疫対策について、国や道からの要請に応じ適宜協力します。

## (5) 予防接種

### ① 特定接種の実施

市は、国が特定接種の実施を決定した際には、国と連携し、市の地方公務員の対象者に対して、本人の同意のもと集団接種にて特定接種の準備を行い、順次接種を開始します。

### ② 住民接種の準備

国の要請及び連携のもと、市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の準備を行います。

## (6) 医療

国及び道が実施する医療体制の整備、帰国者・接触者相談センターの設置、医療機関への情報提供等、海外発生期における各種対応について、要請に応じて適宜協力します。

## (7) 市民生活・地域経済の安定の確保

### ① 要援護者対策

新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡します。

### ② 遺体の火葬・安置

道と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体の臨時安置施設や、遺体の保存作業に従事する人員等の確保について準備を進めます。

### 3 国内発生早期

| 状 態  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>■国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li><li>■国内でも都道府県によって状況が異なる可能性がある。</li></ul> <p>&lt;地域未発生期&gt;<br/>道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>&lt;地域発生早期&gt;<br/>道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>                |
| 目 的  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>■道内での感染拡大をできる限り抑えます。</li><li>■患者に適切な医療を提供します。</li><li>■感染拡大に備えた体制の整備を行います。</li></ul>   |
| 対策の考え方   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>■感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。</li><li>■医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について積極的な情報提供を行います。</li><li>■道内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大にそなえた体制の整備を急ぎます。</li><li>■住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。</li></ul> |

#### (1) 実施体制

##### ① 対策本部設置

ア 国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置に向けた準備を進めます。

##### ■緊急事態宣言が出されている場合

国が緊急事態宣言を発出した場合は、速やかに対策本部を設置します。

#### (2) サーベイランス・情報収集

海外発生期に引き続き、国や道が行うサーベイランスの実施に協力し、情報を積極的に収集します。

また、保育園や学校、市関連福祉施設等におけるインフルエンザの感染状況を把握し、市内におけるインフルエンザの流行状況の確認に努めます。

### (3) 情報提供・共有

#### ① 情報提供

ア 市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、道内において発生した場合に必要な対策等について可能な限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起に努めます。

イ 市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。

ウ 市民から相談窓口寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映します。

#### ② 情報共有

国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、的確な状況把握を行います。

#### ③ 相談窓口等の体制充実・強化

国からの要請に基づき、国から配布されるQ&Aの改訂版に沿って、市の相談窓口等の体制の充実・強化に努めます。

### (4) 予防・まん延防止

#### ① 個人における感染対策の実施

引き続き、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促します。

#### ② 国及び道の要請に対する協力

国や道が実施する以下のまん延防止対策の実施の要請に応じ、適宜協力します。

緊急事態宣言がなされている場合は、必要に応じ、以下の措置が講じられます。

- ・住民等に対し、基本的な感染対策等の実施を勧奨。外出自粛を要請。
- ・事業者に対し、職場における感染予防の徹底を要請するとともに、症状が認められる従業員の健康管理・受診勧奨を要請。
- ・学校、保育所等に対し、期間を定めて施設の使用制限を要請。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の呼びかけ等適切な感染予防対策を講ずるよう要請。
- ・病院、高齢者施設、多数の居住施設等における感染対策強化の要請

### (5) 予防接種

#### ① 特定接種の実施

国及び道と連携し、本市の地方公務員の対象者に対して、本人の同意のもと集団接種にて特定接種を継続します。

#### ② 住民接種の実施

国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種（新臨時接種）を実施します。

■緊急事態宣言が出されている場合

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施します。

(6) 医療

国及び道が実施する医療体制の整備、帰国者・接触者相談センターの設置、医療機関への情報提供等、国内発生早期における各種対応について、要請に応じて適宜協力します。

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

① 要援護者対策

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

② 遺体の火葬・安置

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

■緊急事態宣言が出されている場合の措置

○ 水の安定供給

消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

○ 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。



## 4 国内感染期

| 状 態  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>■国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li><li>■感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li><li>■国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。</li></ul> <p>&lt;地域未発生期&gt;<br/>道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>&lt;地域発生早期&gt;<br/>道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>&lt;地域感染期&gt;<br/>道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）。</p>  |
| 目 的  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>■医療体制を維持します。</li><li>■健康被害を最小限に抑えます。</li><li>■市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えます。</li></ul>   |
| 対策の考え方   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>■感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。</li><li>■地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、国と連携しながら、市として実施すべき対策の判断を行います。</li><li>■状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。</li><li>■流行のピーク時の入院患者や重症患者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減します。</li><li>■医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努力します。</li><li>■欠勤者の増大が予測されますが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。</li><li>■受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。</li><li>■状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。</li></ul> |

## (1) 実施体制

国内感染期に移行したことにより、国及び道の基本的対処方針が変更した場合は、市においても、国及び道の方針に沿った対処方針を決定します。

### ■緊急事態宣言が出されている場合

- ・緊急事態宣言がなされたときは、速やかに市対策本部を設置します。
- ・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行います。

## (2) サーベイランス・情報収集

全国での患者数が数百人程度に増加した段階において、国が新型インフルエンザ等患者等の全数把握について都道府県ごとの対応と決定した際は、当該決定に応じたサーベイランスが実施されるため、要請があった際は、道に協力します。

また、引き続き、保育園や学校、市関連福祉施設等におけるインフルエンザの感染状況を把握し、市内におけるインフルエンザの流行状況の確認に努めます。

## (3) 情報提供・共有

### ① 情報提供

ア 市民に対し、引き続き、新型インフルエンザ等の道内外での発生状況や具体的な対策等について、できる限りリアルタイムに情報提供できるよう努めます。

イ 特に、個人一人ひとりが取るべき行動を理解しやすいよう、道内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

### ② 国及び道との情報共有

本市は、国及び道とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、国及び道の方針を把握するとともに、市内の発生状況等について情報提供します。

### ③ 相談窓口等の体制充実・強化

国からの要請に基づき、国が作成したQ&Aの改訂版等を活用するなどして、状況の変化に応じた相談対応ができるよう、相談窓口の体制の充実・強化を図ります。

## (4) 予防・まん延防止

### ① 個人における感染対策の実施

引き続き、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促します。

### ② 国及び道への協力

国や道が実施する以下のまん延防止対策の実施について、適宜協力します。

国や道は、業界団体などを經由し、または直接住民、事業者などに次の要請を行います。

- ・住民等に対し、基本的な感染対策等の実施を勧奨。外出自粛を要請。

- ・学校、保育所等に対し、期間を定めて施設の使用制限を要請。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の呼びかけ等適切な感染予防対策を講ずるよう要請。
- ・病院、高齢者施設、多数の居住施設等における感染対策強化の要請。

## (5) 予防接種

### ① 特定接種の実施

国及び道と連携し、本市の地方公務員の対象者に対して、本人の同意のもと集団接種にて特定接種を継続します。

### ② 住民接種の実施

国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種（新臨時接種）を実施します。なお、接種の実施に当たっては、国及び道と連携して集団接種にて住民接種を行います。

#### ■緊急事態宣言が出されている場合

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施します。

## (6) 医療

### ① 在宅で療養する新型インフルエンザ等に罹患した患者への支援

患者や医療機関等から要請があった場合、国及び道と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

### ② 地域医療体制の確保等と周知

道の要請に基づき、芦別市医師会・芦別市薬剤師会・芦別歯科医会、消防等と連携をとりながら、医療体制の整備に協力し、診療時間をとりまとめるなどして市民への周知を図ります。

#### ■緊急事態宣言が出されている場合の措置

国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、道が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供します。

## (7) 市民生活・市民経済の安定の確保

### ① 要援護者対策

ア 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、その確保、配分・配布を行います。

イ 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患

者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

## ② 遺体の火葬・安置

道が遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力にに応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

### ■緊急事態宣言が出されている場合

#### ○水の安定供給

国内発生早期と同様に、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

#### ○生活関連物資等の価格の安定等

- ・生活及び経済の安定のために、部下の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。
- ・生活関連物資等の需給・価格同行や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ・生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び道と連携して、適切な措置を講じます。

#### ○遺体の火葬・安置

国の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

#### ○要援護者への生活支援

国の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見守り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

## 5 小康期

|   |
|---|
| <b>状 態</b>  |
| ■ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態<br>■ 大流行はいったん終息している状態。  |
| <b>目 的</b>  |
| ■ 市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。   |
| <b>対策の考え方</b>   |
| ■ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波により医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。<br>■ 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。<br>■ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。<br>■ 第二波の流行により影響を軽減するため、住民接種を進めます。 |

### (1) 実施体制

#### ① 基本的対処方針の変更

小康期に移行したことにより国の基本的対処方針が変更され、それに基づき道の対処方針が変更した場合は、速やかに国や道の方針に沿った対策を策定します。

#### ② 緊急事態解除宣言

国が緊急事態解除宣言を行ったときは、対策を見直すなど所要の措置を講じ、対策本部を廃止します。

### (2) サーベイランス・情報収集

国や道が行うサーベイランスの実施に協力し、情報を収集します。

また、第二波の発生に備え、保育園や学校、市関連福祉施設等におけるインフルエンザの感染状況を情報収集し、市内におけるインフルエンザの流行状況を把握します。

### (3) 情報提供・共有

#### ① 情報提供

国及び道が発信する、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を、市民へ情報提供します。

#### ② 国及び道との情報共有

引き続き、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えるとともに、現場の状況把握を行います。

#### ③ 相談窓口の縮小

国の要請を受け、状況を見ながら、相談窓口を縮小します。

#### (4) 予防・まん延防止

市民に対し、引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の感染予防、感染拡大防止対策を周知します。

海外での発生状況を踏まえて、国が順次見直す渡航者への情報提供・注意喚起の内容等について把握し、国の見直しに沿った内容を市民に周知します。

#### (5) 予防接種

##### ① 住民接種の実施

流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

##### ■緊急事態宣言がされている場合

##### ○住民接種の実施

市は、流行の第二波に備え、国及び道と連携し、特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進めます。

#### (6) 医療

道が行う新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に、必要に応じて協力します。

#### (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

##### ① 要援護者対策

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。